

令和８年度石川県介護現場の生産性向上に関する伴走支援・モデル事業所育成事業
募集要項

１．目的

今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題であり、介護テクノロジー（介護ロボットやＩＣＴ等）を活用した介護現場の生産性向上を推進していく必要があります。

このため、本事業においては、いしかわ介護業務改善相談支援センター（以下、「センター」という。）が派遣するコンサルタントが県内介護サービス事業所等の生産性向上に係る取り組みを伴走的に支援し、また、地域のモデルとなる事業所の育成・横展開を行うことを目的とします。

２．対象事業所

本事業の対象事業所は、石川県内に所在する以下の介護サービス事業所等とします。

- ・介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む）
- ・老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

３．事業内容

（１）生産性向上研修等

業務改善に関する研修プログラムを以下のとおり実施いたします。伴走支援事業所及びモデル事業所は全てのプログラム（オンデマンド受講含む）に参加をお願いします。

○伴走支援事業所

- 第１回研修「介護生産性向上基礎研修」（令和８年４月１４日開催）
- 第２回研修「課題の見える化研修」（令和８年５月１４・１５日開催）
- 第３回研修「実行計画の策定」（令和８年９月３日開催予定）
- 第４回研修「改善活動の振り返り」（令和８年１２月１日開催予定）

○モデル事業所

- 第１回研修「介護生産性向上基礎研修」（令和８年４月１４日開催）
- 第２回研修「課題の見える化研修」（令和８年５月１４・１５日開催）
- 第３回研修「実行計画の策定」（令和８年９月３日開催予定）
- 第４回研修「改善活動の振り返り」（令和８年１２月１日開催予定）
- 第５回研修「成果報告会準備（取組全体の検証）」（令和９年２月９日開催予定）
- 成果報告会（令和９年３月９日開催予定）

(2) コンサルタントによる伴走支援

研修プログラムに加えて、センターが派遣するコンサルタントの協力のもと、以下の内容を実施いたします。本事業におけるコンサルタントの費用については、石川県が負担します。

○伴走支援事業所

- ・現地派遣を2回実施し、生産性向上に資する幅広い取り組みを支援します。
- ・ビジネスチャットやオンライン面談等により随時相談に対応します。

○モデル事業所

- ・現地派遣を3回以上実施し、介護テクノロジーの導入による生産性向上に係るモデル事業所として育成します。
- ・ビジネスチャットやオンライン面談等により随時相談に対応します。

(3) 介護テクノロジーの導入支援の実施

介護テクノロジーの導入費について以下のとおり支援を実施いたします。

○伴走支援事業所

補助事業名：石川県介護テクノロジー定着支援事業

補助率：4/5

基準額：後日公表予定の「石川県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱」の
り

補助対象：「石川県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱」の
り

※原則、(公財)テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム」

(TAIS)」において「介護テクノロジー」として選定された機器など

補助対象経費：上記を導入する際の経費を対象とする。

○モデル事業所

補助事業名：石川県地域における介護現場の生産性向上普及推進事業

補助率：10/10（補助上限：1モデルあたり17,000千円）

補助対象経費：介護ロボットやICT等の介護テクノロジーの導入等、本事業の実施に必要な経費（対象となる介護テクノロジーは、原則として、「石川県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱」に定める機器としますが、これによりがたい場合は石川県に協議してください。）

※補助制度の詳細については、選定後に個別にお知らせいたします。

4. 事業実施期間

本事業の実施期間は、選定の日から令和9年3月末までとします。

5. 募集事業所数

○伴走支援事業所

・最大15事業所

○モデル事業所

・最大3モデル

6. 応募資格

以下の条件を全て満たす介護サービス事業所等

(1) 2の介護サービス事業所等を運営していること

(2) 3(1)の事業に参加し、3(2)の支援を受けること

(3) 「介護生産性向上基礎研修」(令和8年4月14日開催)および「課題の見える化研修」
(令和8年5月14・15日開催)の伴走支援事業・モデル事業に参画予定の管理者等が
参加していること(オンデマンド受講を含む)

7. 提出書類等

(1) 提出書類

ア 伴走支援・モデル事業所選定申請書(様式1)

イ 事業計画書(様式2)

連携型※の取組にてモデル事業所に応募する際は、連携に参加するすべての事業所の様式2
及び下記の様式を、基幹事業所がとりまとめ作成・ご提出ください。

※連携型の取組の詳細・取組イメージについては別紙「モデル事業所・伴走支援事業所にお
ける提出の方法」をご確認ください

ウ 事業所間連携に関する計画書(様式3)

なお、伴走支援・モデル事業所に選定された場合は、支援の参考として「課題の見える化研
修」で作成した「緩やかな因果関係図」の写真をご提出頂きます。

(2) 提出期限

令和8年6月29日(月) 正午必着

(3) 提出方法

下記 URL のオンライン申請ページにてご提出ください

(4) 提出先

<https://ttzk.graffer.jp/pref-ishikawa/smart-apply/apply-procedure-alias/moderubansou>

8. 選定方法

(1) 事業所の選定

事業所の決定に当たっては書面審査を実施します。選定結果については、全ての応募者に書面で通知いたします。

(2) 審査項目

○伴走支援事業所

- ア 事業を実施する上で十分な組織体制であること
- イ 事業内容・事業趣旨を十分に理解していること
- ウ 事業所での取組が県内の見本となる意欲が十分であること

なお、上記の審査項目の他、下記の観点を検討し、総合的に選定先の判断を行う

- ・ 地域バランス
- ・ サービス種別
- ・ 関連取組の実績
- ・ 実施する取組の種別(介護テクノロジー導入の場合は、導入予定の機器の分野 等)

○モデル事業所

別に定める「令和8年度石川県介護現場の生産性向上に関する伴走支援・モデル事業所育成事業 モデル事業所選定要領」に基づき、モデル事業所の選定を行います。

選定にあたっては、

- ・ 事業所の地域バランス
- ・ サービス種別
- ・ 事業規模
- ・ 関連する取組実績 等

に加え、事業計画書等に記載された取組の具体的内容や、取組を推進するための実施体制の整備状況等を評価します。

また、モデル事業所については、法人内の複数事業所間の連携や、ケアプランデータ連携システム等を活用した異なるサービス種別間の連携に資する取組を行う「連携型モデル」と、事業所内において介護ロボットや ICT 等の介護テクノロジーの導入を含む生産性向上の取組を実施する「単独型モデル」をそれぞれ評価対象とします。

審査は、「令和8年度石川県介護現場の生産性向上に関する伴走支援・モデル事業所育成事業 モデル事業所選定委員会」において総合的にを行います。

9. スケジュール

令和8年6月29日（月）正午 申請書の提出期限

令和8年7月中旬頃 伴走支援及びモデル事業所の選定結果通知

10. 申請の取り消し

次のいずれかに該当する場合には、申請を受け付けないこととします。また、伴走支援事業所、モデル事業所として決定後、次のいずれかに該当することとなった場合、又は該当していたことが明らかになった場合には、その決定を取り消しいたします。

- (1) 応募資格の各項目を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 破産等、補助対象事業の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、申請及び事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があった場合

11. 応募方法

(i) 伴走支援事業所について

- (1) 伴走支援事業所への応募および選定は、事業所単位で行うものとし、同一法人が県内に複数の事業所を有する場合は、それぞれの事業所ごとに応募することができます。なお、「石川県介護テクノロジー定着支援事業費補助金」の申請も事業所単位で行うものであり、本体施設と併設事業所がある場合も、それぞれ個別に申請が必要となります。また、同補助金における伴走支援事業所としての扱いは、本事業において伴走支援事業所として選定された事業所に限ります。
- (2) 同一の建物内、同一敷地内又は運営が一体的に行われていると認められる複数の事業所から応募があった場合において、当該応募に係る取組内容、実施体制その他の内容が実質的に同一と認められるときは、重複する応募として認めないものとします。

(ii) モデル事業所について

- (1) モデル事業所への応募は、単独の事業所によるモデル的な取組（以下「単独型モデル」という。）又は複数の事業所が連携して実施するモデル的な取組（以下「連携型モデル」という。）とします。
- (2) 単独型モデルへの応募は、事業所単位で行うものとし、同一法人が県内に複数の事業所を有する場合は、それぞれの事業所ごとに応募することができます。
- (3) 連携型モデルについては、同一法人であるか否かを問わず、複数の事業所を一体として一括で応募することができます。
- (4) 連携型モデルについては、取組の中心となる事業所（以下「基幹事業所」という。）が、関係事業所との調整及び応募書類の取りまとめを行い、様式3を作成するものとします。

- (5) 連携型モデルに参画する各事業所については、「介護生産性向上基礎研修」及び「課題の見える化研修」を受講のうえ、それぞれ様式2（事業計画書）を作成し、基幹事業所へ提出するものとします。
- (6) モデル事業所として選定された事業所は、「石川県介護テクノロジー定着支援事業費補助金」の対象となりません。

(iii) 伴走支援事業所及びモデル事業所への同時応募について

- (1) 伴走支援事業所及びモデル事業所へは、同時に応募することができます。
- (2) モデル事業所として選定されなかったときは、各事業所が作成した様式2（事業計画書）の内容に基づき、伴走支援事業所の選定対象として審査を行います。なお、連携型モデルにおける様式3の内容は審査対象に含めません。
- (3) 連携型モデルに参画している事業所についても、事業所単独で伴走支援事業所又は単独型モデルへ応募することができます。ただし、当該事業所が参画している連携型モデルが選定された場合は、伴走支援事業所及び単独型モデルの選定対象から除外されます。
- (4) 連携型モデルに参画していない連携型モデルに応募している同一法人内の別事業所については、事業所単独で伴走支援事業所又は単独型モデルへ応募することができます。

1 2. 注意事項

- (1) 「石川県介護テクノロジー定着支援事業」と「石川県地域における介護現場の生産性向上普及推進事業」の補助金は併用できません。
- (2) 当事業により発生する費用は申請者の自己負担とします。
- (3) 申請書は、本事業の伴走支援・モデル事業所の選定以外の目的に使用しません。
※ただし、石川県情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- (4) 提出期限を過ぎて提出された申請書は無効とします。
- (5) 提出後の差替えおよび再提出は認めません。
※ただし、センターの指示による場合はこの限りではありません。

1 3. 問い合わせ先

いしかわ介護業務改善相談支援センター（石川県リハビリテーションセンター内）
電話：076-266-2860 E-mail: iprctech@pref.ishikawa.lg.jp